

原議保存期間	10年（平成41年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各都道府県警察の長 殿

（参考送付先）

庁内各局部課長

各附属機関の長

各地方機関の長

警察庁丙生企発第70号
警察庁丙少発第31号
警察庁丙捜一発第15号
警察庁丙刑企発第84号
平成31年3月29日
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長

人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（通達）

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、事態に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要である。

こうした観点から、人身安全関連事案に対処するための基本的な考え方を下記のとおりとするので、都道府県警察にあつては、所要の体制を確立し、人身安全関連事案への対応に遺憾のないようにされたい。

なお、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について（通達）」（平成25年12月6日付け警察庁丙生企発第132号ほか）は廃止する。

記

1 警察本部及び警察署における体制の確立

(1) 警察本部における一元的対処体制の確立

人身安全関連事案の危険性・切迫性を見極め、執るべき措置を検討するためには、知見と経験を蓄積し、体制の充実した警察本部による速やかな事態の掌握とその主導の下での対処が必須である。したがって、人身安全関連事案への対処に当たっては、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部がより積極的、機動的に関与することとし、このため、警察本部に、人身安全関連事案について一元的に対処するための体制（以下「本部対処体制」という。）を確立することとする。

この本部対処体制は、警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知し

た後、関係警察署と緊密に連携の上、その危険性・切迫性を判断し、これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とするものであり、生活安全部門及び刑事部門を総合した編成とすること。また、警察署に派遣されて事件検挙や保護対策等の支援を行う要員（以下「現場支援要員」という。）を含むものとする。

なお、個別の事態に応じて、本部対処体制のほか、刑事部捜査第一課特殊班等必要な捜査力の積極的な投入も検討すること。

本部対処体制の形態や専従・兼務の如何等については、各都道府県警察の組織規模その他の実情に即したものとして構わないが、間隙を生じさせることのない、真に実効性のある体制を構築すること。

(2) 警察署における体制の確立

警察署においては、人身安全関連事案への対処を統括する責任者及び事案対処時に体制に優先的に指名される要員をあらかじめ指定しておくことにより、生活安全部門と刑事部門を総合した体制を確立すること。

なお、当直体制下で相談等がなされた時の対処体制についても、あらかじめ確立しておくこと。

2 人身安全関連事案への対応

(1) 事案認知時の対応

警察本部において的確に事態を把握するため、人身安全関連事案の全てについて、事案を認知した段階で、警察署長に速報するとともに、並行して、本部対処体制に速報するものとする。

報告を受けた警察署長は、本部対処体制からの指導・助言を得つつ対処方針及び対処体制を決定し、本部対処体制は、警察署に対し継続して指導・助言を行うとともに、事案に応じて現場支援要員の派遣やその他の応援派遣等の支援を行うものとする。

また、事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合においては、関係都道府県警察と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

(2) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、本部対処体制は、現場支援要員等を警察署に派遣するとともに、対処についての指導・助言・支援を行うこと。また、この場合には、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等周辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときは、危険性等について積極的に判断して、同様に対処すること。

このため、平素から管内の地方自治体等と連携できる体制としておくこと。

(3) 行為者への措置

人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(4) 事案認知時における危険性等の見極め

人身安全関連事案に係る相談への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断するため必要があると認めるとき、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるときなどには、生活安全部門の担当者と刑事部門の捜査員が共同で聴取を行うこと。